

写

事務連絡  
令和元年12月13日

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課家畜防疫対策室長

島根県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

日頃は家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防対策及び発生に備えたまん延防止対策については、「令和元年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（令和元年9月24日付け元消安第2118号農林水産省消費・安全局長通知。）等累次の通知により、万全を期していただくようお願いしているところです。

このような中、本日、島根県安来市で採取された野鳥の糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N2亜型）が検出されました。

つきましては、畜産関係者に対し、このことについて積極的に情報提供するとともに、本病ウイルスの侵入防止対策及び飼養家さんの異状の早期発見・通報等について、再度、徹底をお願いします。

また、農場において本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、必要な人員の確保、緊急連絡先の確認並びに必要な防疫資材の備蓄状況及び調達先を御確認いただくとともに、防疫措置従事者の感染防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局との連携体制についても御確認いただきますようお願いいたします。